

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年5月1日
担当課	選挙管理委員会事務局

契約業者名・住所	株式会社ムサシ東関東支店 千葉県千葉市中央区新町18番地10
工事等の名称	投票用紙自動交付機保管業務委託
工事等の場所	受託者が確保する保管場所
種別	運搬・保管
工事等期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契約金額	1,122,000円（うち消費税及び地方消費税の額102,000円）
工事等の概要	投票用紙自動交付機は温度湿度が安定した環境で保管する必要がある精密機器であり、機器の品質を保持し故障リスクを減らすことで長期に亘り正常に使用できる状態の維持を図る。
随意契約の理由	<p>本事業は、本市保有の投票用紙自動交付機を温度・湿度が安定した環境で保管するとともに、適切なメンテナンスを定期的に行うことで、機器の品質を保持して長期にわたり正常に使用できる状態を維持するために実施するものであります。</p> <p>投票用紙自動交付機のメンテナンスにあたっては、当該機器の構造等に精通していることが必要であり、当該機器は一般に流通している電子製品でないため、開発業者以外では実施することが困難です。</p> <p>以上の理由により、本契約については、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定を適用し開発業者である下記業者と随意契約とし、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により見積徴取は1社とするものです。</p>